

確定拠出年金制度も実施されている事業所様用

# 確定拠出年金制度の改正による 影響の従業員様へのご説明

---

2022年8月

倉庫業企業年金基金

# 1.はじめに

- ① この資料では確定給付企業年金制度を「DB」、確定拠出年金制度を「DC」、個人型DCをiDeCo（イデコと読みます）と略して表します。
- ② 今般、確定拠出年金法の改正があり、iDeCoの掛金に影響のある「確定給付企業年金等の掛金相当額」（以下「**他制度掛金相当額**」といいます）が導入され、各事業所の事業主様から、従業員の皆様に周知するよう厚生労働省から依頼がありました。

ご参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>

- ③ 当基金ではこの「**他制度掛金相当額**」は**3,000円**となりました。
- ④ この「他制度掛金相当額」は従業員の皆様がiDeCoに加入される場合は、計算上必要な項目となりますが、実際に事業主様や従業員の皆様に拠出していただく掛金ではなく、あくまで**計算上の仮想の掛金であるため、「相当額」という言葉が使われております。**
- ⑤ なお、当基金では2021年3月31日を基準とする財政再計算を行っておりますが、当基金に拠出していただいております標準掛金、事務費掛金ともに変更はありません。

## 2.法改正の背景

- ① 日本の年金制度は以下の図の通りになっており、**自助努力の促進の観点から、濃い青色の部分の個人型DC (iDeCo)**を拡充していく方向性が示されました。
- ② 一方で、iDeCoに拠出できる金額については、在籍している事業所の制度によって差異があり、公平性の観点から議論がされてきました。



(※) 企業型DCの加入者にiDeCoへの加入を認める旨規約に明記した場合の企業型DC拠出限度額  
 なお、2022年10月以降、企業型DC規約に規定がなくても、iDeCo加入が可能になる

### 3. 拠出限度額と他制度掛金相当額について

- ① 公平性の観点から、議論となっていた拠出限度額の「全体の」上限については、月額55,000円となっています。
- ② これは、老後の備えに必要な額を毎月積み立てるとしたときに、非課税扱いの上限とされていた金額になります。
- ③ 今般の改正の議論においては、「段階的に」以下のような算定式をiDeCoの拠出限度額とすることとなり、公平性の観点から上限20,000円となりました。

$$\begin{aligned} \text{iDeCoの拠出限度額} &= (\text{ア}) \text{月額55,000円} - (\text{イ}) \text{DBへ積み立てる部分} \\ &\quad - (\text{ウ}) \text{企業型DCで積み立てる部分} \end{aligned}$$

- ④ ただし、上記の（イ）DBへ積み立てる部分については、事業主がDBへ現在拠出する額そのものが、その時点でご本人に渡されて、直接受け取る権利に結び付くものではありません。  
また、事業主様や従業員の皆様に追加で拠出していただくものでもありません。
- ⑤ そのため、（イ）DBへ積み立てる部分について掛金額そのものではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額を仮想的に設定することとなりました。これが「他制度掛金相当額」となります。

## 4.2022年10月～2024年11月までのご留意事項

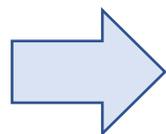
事項	ご説明していただく内容
iDeCoへの加入 (拠出) 可否	<p><b>企業型DCにiDeCoへの加入することができる旨の規定がなくとも、iDeCoへの加入が可能となります。ただし、以下に該当する場合はできません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 企業型DCで制度としてマッチング拠出がある場合で、ご本人がマッチング拠出を選択した場合</li><li>② 企業型DCの拠出が月単位でない場合</li><li>③ 企業型DCの事業主掛金が22,500円～27,500円の場合（iDeCoの拠出額が最低拠出額の5,000円未満になってしまうため）</li></ul>
iDeCoの拠出 限度額	<p><b>拠出限度額</b> = 月額27,500円 – 企業型DCの事業主掛金 (上限は月額12,000円で変わりません)</p> <p>ただし、iDeCoの拠出額は5,000円以上である必要があります。また、iDeCoへの拠出を年単位にされている方は月単位に変更する必要があります。</p>

## 5. 具体例1（2022年10月～2024年11月）

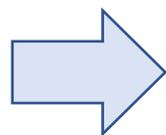
具体例の1番目は2022年10月以降、企業型DCの事業主掛金が10,000円だった場合です。

### iDeCoの月額拠出限度額

= 27,500円	-	企業型DC事業主掛金
		10,000 円
=		iDeCoの拠出限度額
		17,500 円



規約上の上限：月額12,000円を上回ってしまいますので、



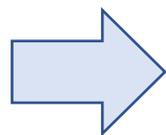
iDeCoの拠出額は月額12,000円までとなります。

## 6.具体例2 (2022年10月~2024年11月)

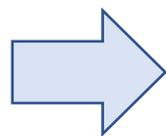
具体例の2番目は2022年10月以降、企業型DCの事業主掛金が15,500円を上回る場合です。

### iDeCoの月額拠出限度額

= 27,500円	-	企業型DC事業主掛金
		17,000 円
=		iDeCoの拠出限度額
		10,500 円



上限：月額12,000円を下回ります。  
また、iDeCoの規約により、月額・千円単位となるため、



iDeCoの拠出額は月額10,000円までとなります。

## 7.具体例3 (2022年10月~2024年11月)

具体例の3番目は2022年10月以降、企業型DCの事業主掛金が25,000円だった場合です。

### iDeCoの月額拠出限度額

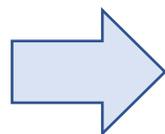
= 27,500円

-

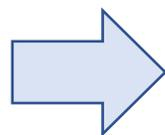
企業型DC事業主掛金
25,000 円

=

iDeCoの拠出限度額
<del>2,500 円</del>



iDeCoの規約により、月額最低5,000円となっているため、



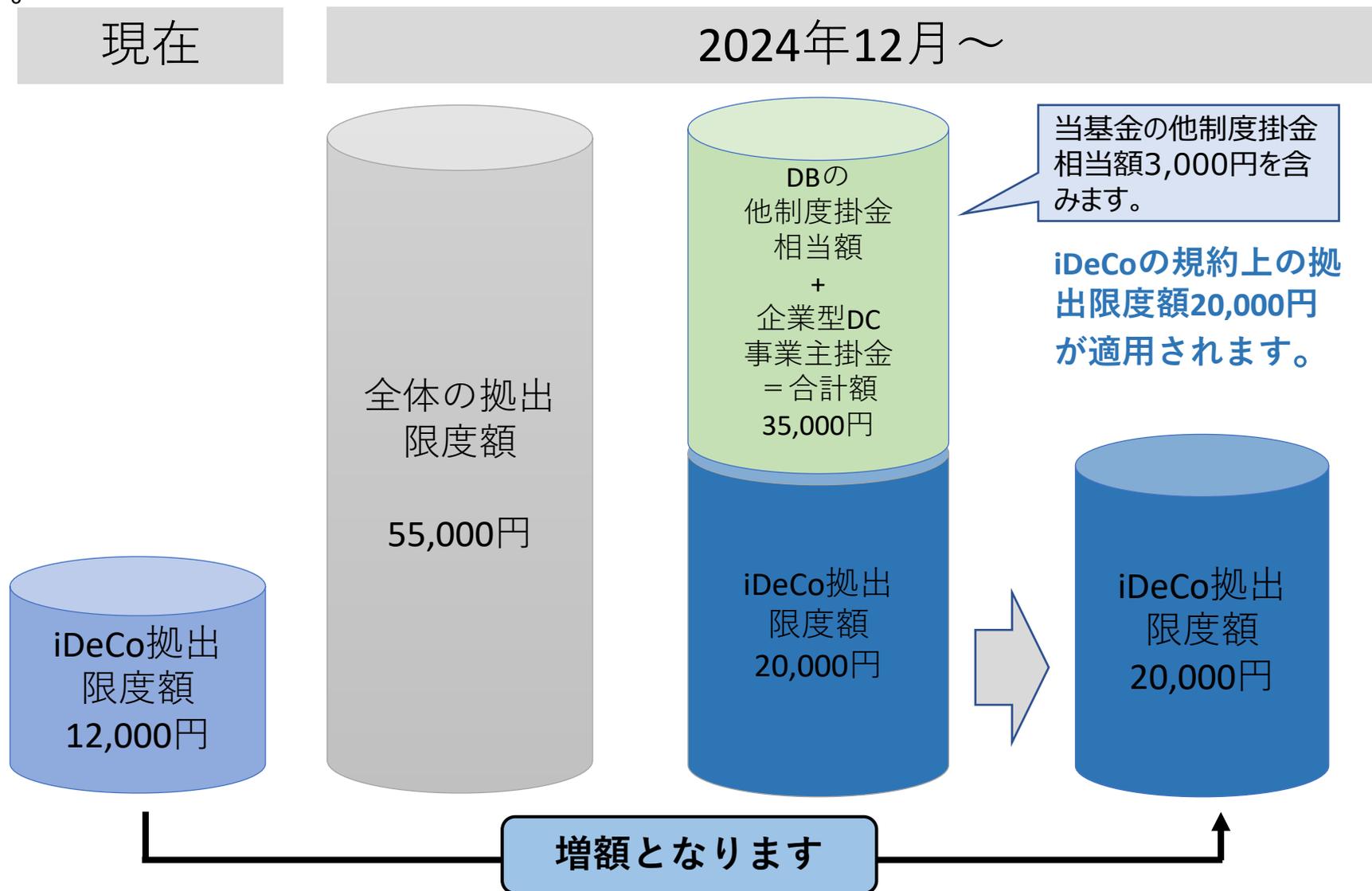
**iDeCoへの拠出はできないこととなりますので、ご留意ください。**

## 8.2024年12月～のご留意事項

事項	ご説明していただく内容
iDeCoへの加入 (拠出) 可否	<p><b>2022年10月～と変わりません。</b> <b>企業型DCにiDeCoへの加入することができる旨の 規定がなくても、iDeCoへの加入が可能です。</b></p>
iDeCoの拠出 限度額	<p><b>拠出限度額（上限20,000円）</b> <b>= 月額55,000円 – 企業型DCの事業主掛金</b> <b>– 他制度掛金相当額</b></p> <p>① この他制度掛金相当額には当基金の他制度掛金相当額3,000円のほかに、貴事業所独自で規約型DBなどを実施されている場合は合算する必要がありますので、ご留意ください。</p> <p>② マッチング拠出を行っていた場合は、マッチング拠出をやめることでiDeCoへの拠出が可能になります。</p>

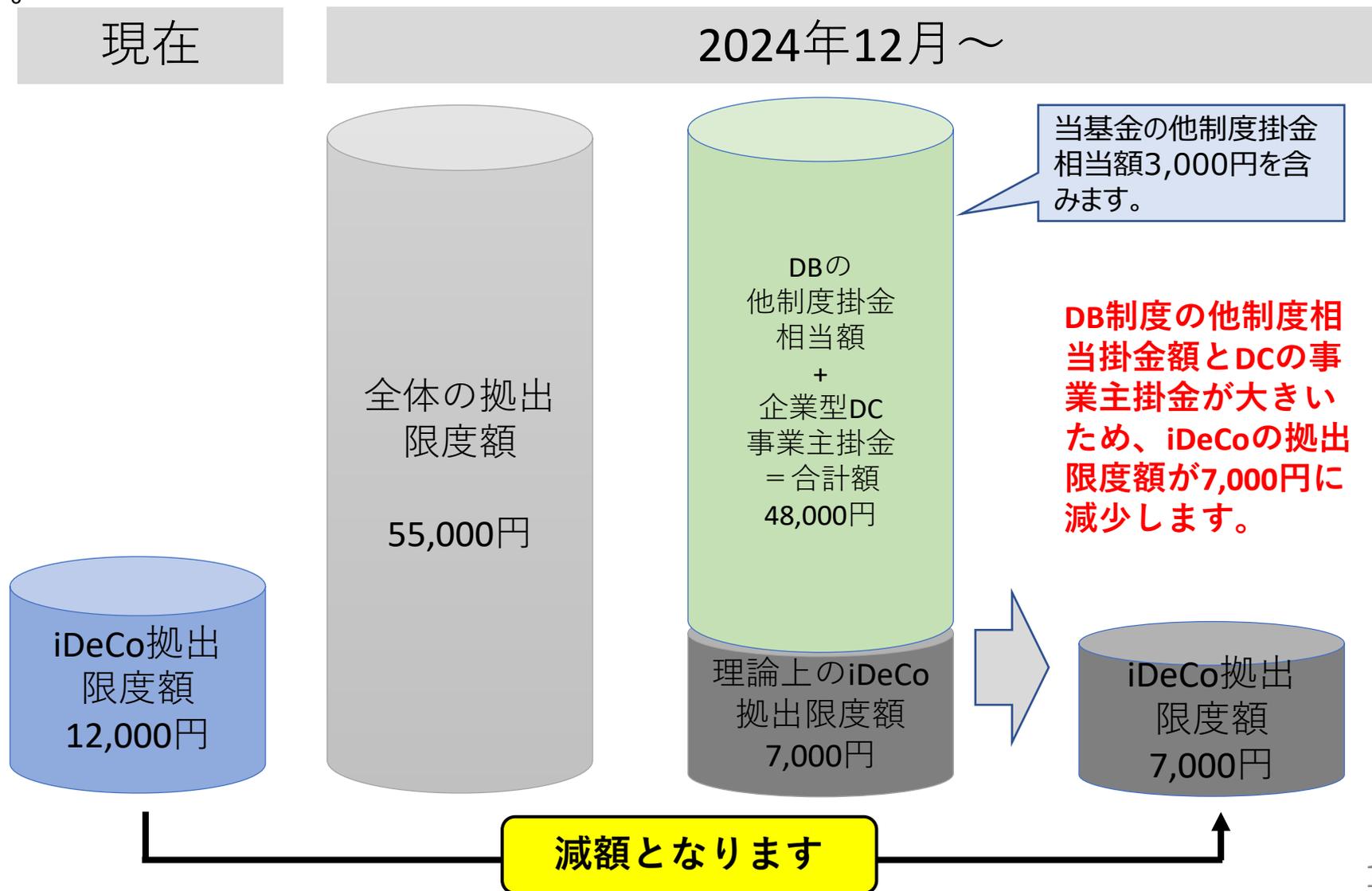
## 9. 具体例4（2024年12月から）

具体例の4番目はDB制度（当基金を含む）と企業型DCの事業主掛金の合計額が35,000円の場合です。



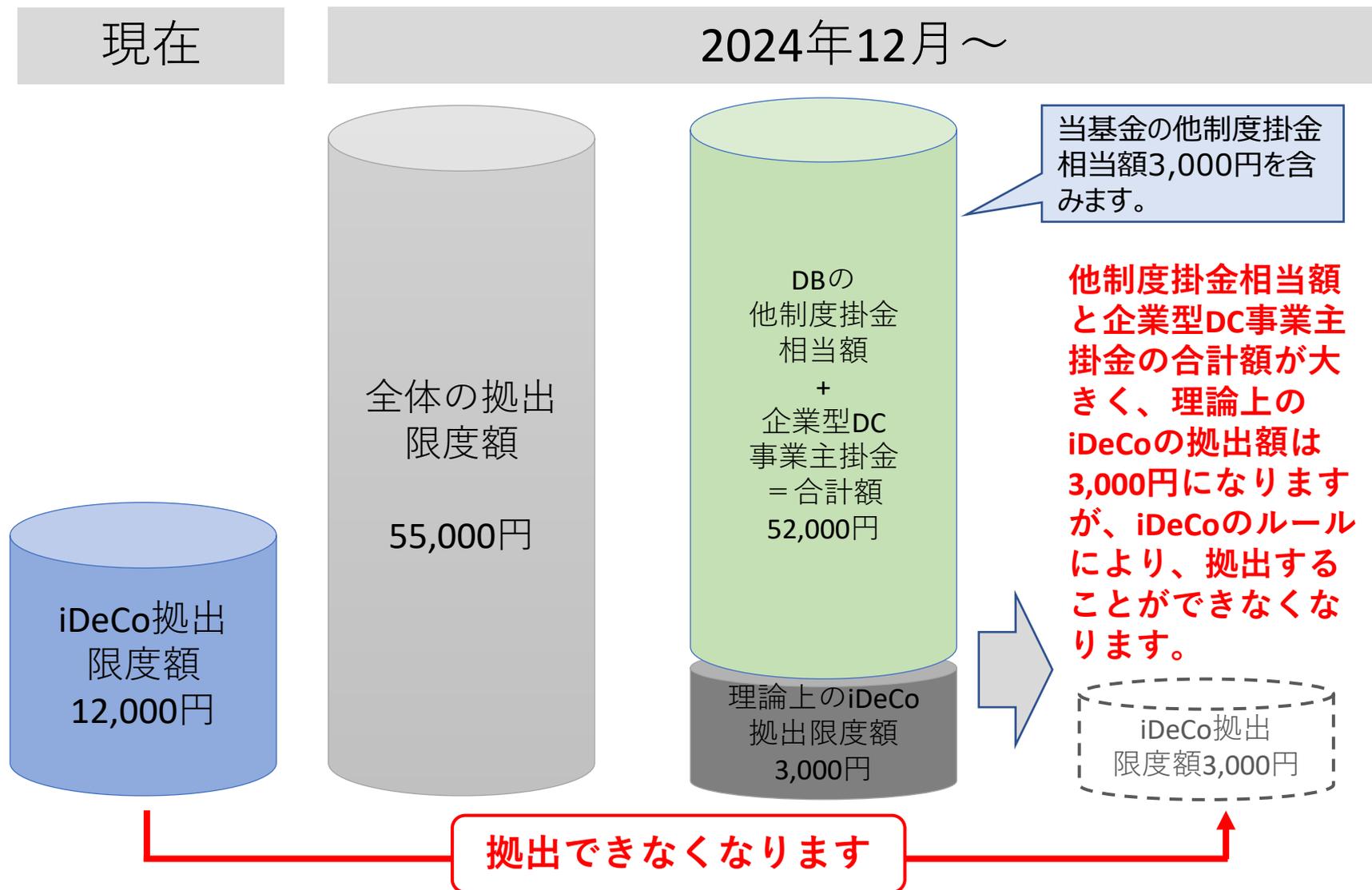
# 10. 具体例5 (2024年12月から)

具体例の5番目はDB制度（当基金を含む）と企業型DCの事業主掛金の合計額が48,000円の場合です。



# 11. 具体例6 (2024年12月から)

具体例の6番目はDB制度（当基金を含む）と企業型DCの事業主掛金の合計額がさらに大きく、52,000円だった場合です。



## 12.個別具体例1 (2024年12月～)

個別具体例の1番目はiDeCoの掛金が上限を上回る場合です。

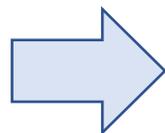
### iDeCoの月額拠出限度額

= 55,000円

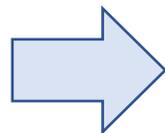
-	他制度掛金相当額 (合計額)	3,000 円
-	企業型DC事業主掛金	20,000 円
=	iDeCoの拠出限度額	<del>32,000 円</del>

当基金と別に規約型DB等、他のDB等を実施している場合は合算した額を入れてください。

こちらにはDCの加入者様ご本人がご記入ください。



上限：月額20,000円を上回りますので、



iDeCoの拠出額は 月額20,000円まで となります。

# 13.個別具体例2 (2024年12月～)

個別具体例の2番目はiDeCoの掛金が上限を下回る場合です。

## iDeCoの月額拠出限度額

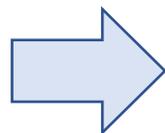
= 55,000円

-	他制度掛金相当額 (合計額)
	30,000 円
-	企業型DC事業主掛金
	22,000 円
=	iDeCoの拠出限度額
	<del>3,000 円</del>

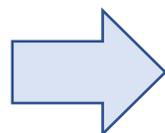
当基金と別に規約型DB等、他のDB等を実施している場合は合算した額を入れてください。

合計額が50,000円を超える場合はこの例と同じですのでご注意ください。

こちらにはDCの加入者様ご本人がご記入ください。



iDeCoの規約により、月額最低5,000円となっているため、



iDeCoへの拠出は出来なくなります。

# 14.その他のご留意事項

事項	ご説明
各事業所様のDB等の他制度掛金相当額について	<p>「規約型DB」等に係る他制度掛金相当額は、事業所様が契約している総幹事会社から報告を受けることとなりますので、総幹事会社にお問い合わせください。</p> <p>また、各事業所様の他制度掛金相当額の適用時期はそれぞれの再計算時期や再計算期間によって、変わりますので、総幹事会社にお問い合わせください。</p>
当基金の他制度掛金相当額の適用期間について	<p>原則として、財政再計算を実施するごとに見直されます。通常であれば、次回は<b>2027年4月1日</b>から新しい掛金が適用されることとなります。ただし、加入者が大幅に増減した場合や給付設計を見直した場合は上記以外の時にも変更となりますので、その場合は都度基金事務局からお知らせいたします。</p>

# 15.最後に

厚生労働省から以下の資料が公表されていますので、ご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>



上記のURLかQRコードでファイルを読むことができます。

ideCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年5月から

### iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます

これまで iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみでした。  
海外居住の方は加入できませんでした。

2022年5月以降

新たに下記の方がDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など（国民年金第2号被保険者）で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

iDeCoに加入できる期間

60歳	会社員・公務員など(第2号被保険者)	65歳
60歳	自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)	65歳

改正後  
2022年5月～

会社員・公務員など(第2号被保険者)	任意加入
自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)	任意加入
海外居住の方(任意加入)	任意加入

ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関(運営管理機関)に対して運用指図書となる手続きをする必要があります。(ただし、昭和37(1962)年5月1日以前に生まれた方は、60歳前時点で加入者の情報を喪失しているため、令和4(2022)年5月以降に加入者となるために受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。)
- 自営業者・専業主婦(夫)などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
令和4(2022)年1月時点

ideCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年10月から

### 企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

- ▶ iDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円(確定給付型の他制度<sup>※</sup>)にも加入する場合は、月額2.75万円)を超えることはできません。  
※ 確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金
- ▶ 以下の①②が要件です。  
①掛金(企業型DCの事業主掛金・iDeCo)が毎月拠出であること  
②企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用していないこと

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 →各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円	月額2.75万円 →各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円

例：企業型DCのみに加入して、企業型DCの事業主掛金額が3万円の場合  
月額5.5万円-3万円(企業型DCの事業主掛金額)=2.5万円(iDeCoの拠出限度額は2万円)

令和6(2024)年12月から

### iDeCoの拠出限度額が変わります(確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型の他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型の他制度に加入して、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合  
月額5.5万円-4万円(企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)=1.5万円(iDeCoの拠出限度額は1.5万円)  
② 確定給付型の他制度のみに加入して、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合  
月額5.5万円-2万円(他制度掛金相当額)=3.5万円(iDeCoの拠出限度額は2万円)

ご注意ください

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。既にiDeCoに加入されている方も、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。※iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の情報は、こちらのQRコードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
令和4(2022)年1月時点